

郵便入札心得

入札に際しては、特に下記事項に留意のうえ入札を行うものとする。

記

- 1 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、松戸市水道事業会計規程（昭和43年松戸市水道事業会計規程第5号）、松戸市財務規則（昭和57年松戸市規則第9号）その他関係法令を遵守し、契約書案、設計書、仕様書、図面及び現場状況を把握したうえ入札に臨むこと。
- 2 入札参加者は、入札書及び公告等により指定した必要書類（以下「入札書等」という。）を提出期限までに対面配達（一般書留郵便、簡易書留郵便又はレターパックプラス）で郵送しなければならない。
- 3 入札参加者は、提出した入札書等の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 4 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札。
 - (2) 入札書の提出期限までに、入札書等が到達しないとき。
 - (3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）。)
 - (4) 記名押印を欠く入札。
 - (5) 金額を訂正した入札。
 - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
 - (7) 明らかに連合であると認められる入札。
 - (8) 指定された以外の方法により入札書等を提出したとき。
 - (9) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札。
 - (10) その他入札に関する条件に違反した入札。
- 5 開札の結果、入札参加者全員が予定価格に達しない場合は、再度入札を行うものとする。この場合の入札は原則1回とする。（一般競争入札を除く。）。)
- 6 再度入札を行う場合、次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加できないものとする。
 - (1) 1回目の入札が無効となった者。
 - (2) 1回目の入札に参加しない者。
 - (3) 最低制限価格を下回る価格で入札をした者。
- 7 落札者の決定については、入札を行った者のうち予定価格内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。なお、特に最低制限価格を設けた場合には予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。また、低入札価格調査、総合評価方式を設けた場合には、公告文等に従い、落札者を決定するものとする。
- 8 入札参加者は、入札を辞退するときは、入札辞退届を持参又は郵送により入札書提出期限までに提出すること。入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

入札価格が最低入札価格であっても適正な価格でない場合（最低制限価格を設けた場合を除く。）には、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により落札者としなないことがある。この場合において、当該入札者は、市の調査質問に協力しなければならない。

- 9 2人以上の者が、落札価格とすべき同一価格の入札をした場合においては、当該入札に関係のない同人数の職員を指定してくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- 10 落札者は、契約締結に当たり、保証人を必要とする場合においては、当該契約の履行に必要な資力、能力等を有する者を保証人に選任しなければならない。この場合において、市は、保証人として不適当と認める場合には、保証人の変更を求めることができるものとする。
- 11 入札をした者は、入札後、郵便入札心得、契約書案、設計書、仕様書、図面等についての不明を理由として異議を申し出ることはできない。
- 12 入札参加者が1人である場合においては、原則として入札を中止とする。（一般競争入札を除く）
- 13 入札の執行は、市の都合により延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、市は、その賠償の責を負わないものとする。
- 14 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等のおそれがある場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。この場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、市は、その賠償の責を負わないものとする。
- 15 契約の相手方が課税事業者の場合においては、契約書に契約金額に併せて当該取引に係る消費税額を明示するので、落札者は、落札決定後直ちに次の事項を届出ること。
- (1) 単体の場合
課税事業者であるか又は免税事業者であるかの区別。
- (2) 共同企業体の場合
各構成員について課税事業者であるか又は免税事業者であるかの区別及び各構成員の出資割合。